

大正十四年五月六日會議議案

祕

大正十四年五月六日	決議
大正同月同月三日	公布
勅令 第一八三號	

遞信省官制中改正件

參照添附

勅令第 號

遞信省官制中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

遞信大臣ハ日本無線電信株式會社ニ  
關スル事項ヲ管理ス

第二條中「書記官ハ十九人」ヲ「書記官ハ十

八人」改ム

「郵務局」

第三條中〔通信局〕ヲ電務局ニ改ム

「工務局」

第四條 電務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 郵便及小包郵便ニ關スル事項
- 二 陸運事業ノ監督ニ關スル事項

第四條ノ二 電務局ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一 電信ニ關スル事項

二 電話ニ關スル事項

三 日本無線電信株式會社ニ關スル事項

第四條ノ三 工務局ニ於テハ左ノ事務

ヲ掌ル

一 電信ノ建設及保存ノ工事ニ關ス  
ル事項

二 電話ノ建設及保存ノ工事ニ關ス  
ル事項

第八條中「技師五十人」ヲ「技師五十一人」ニ、  
内五人ヲ内四人ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○遞信省官制

明治三十一年  
新令第二百九十五號

第一條 遷信大臣ハ郵便、小包郵便、電信、電話及  
航路標識ヲ管理シ發電水力及航空ニ關スル  
事務ヲ掌リ電氣造船、水陸運輸ニ關スル事業  
及航路、船舶、海員ヲ監督ス

遞信大臣ハ日本無線電信株式會社ニ關スル  
事項ヲ管理ス

第二條 遷信省專任書記官ハ十九人十八人ヲ  
以テ定員トス

第三條 遷信省ニ左ノ局ヲ置ク

通信局

郵勢局

電勢局

工勢局

電氣局

管船局

航空局

經理局

第四條 通信局郵勢局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌

ル

一 郵便及小包郵便電信及電話ニ關スル事項

二 陸運事業監督ニ關スル事項

第四條ノ二 電勢局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 電信ニ關スル事項

ル

二 電話ニ關スル事項

ル

三 日本無線電信株式會社ニ關スル事項

第四條ノ三 工勢局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

ル

一 電信ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事項

ル

二 電話ノ建設及保存ノ工事ニ關スル事項

ル

第七八條 適信省ニ專任技師五十人五十一人ヲ  
置ク但シ内五人四人ヲ専任ト為スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 適信省ニ左ノ職員ヲ増置ス

- 遞信部内臨時職員設置制中改正  
勅令案(抄)
- |                    |     |      |        |
|--------------------|-----|------|--------|
| 一 船舶滿載吃水線指定ニ從事スル者  | 技師  | 専任四人 | 内一人ヲ専任 |
| 屬                  | 枝手  | 専任一人 | 専任四人ヲ得 |
| 一 電信及電話建設ノ事務ニ從事スル者 | 書記官 | 専任四人 |        |
| 事務官                |     | 専任三人 |        |

技師

専任四十七人

内四人ヲ勤任ト  
為ストラ得

屬

専任七十五人

技手

専任二百八十四人

(下略)

第四條

遞信局ニ左ノ職員ヲ増置ス

一 船舶滿載吃水線指定ニ從事スル者

技師

専任八人

書記

専任一人

書記補

専任二人

一 電信及電話建設ノ事務ニ從事スル者

書記官

専任三人

事務官

専任七人

技師

専任二十人

書記

専任八十四人

技手

専任二百九十三人

(下略)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時電信電話建設局官制ハ之ヲ廢止ス

(下略)

大正十四年五月六日會議議案

秘

大正十四年五月六日 決議  
大正同年同月十三日 訂布  
勅令第一八七號

奏任文官特別任用令中改正一件 參照添附